

土壌汚染対策法施行令及び宅地建物取引業法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）の一部を次のように改正すること。（第一条関係）

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項第二号の規定に基づき、要措置区域の指定に係る基準のうち、土壌汚染による健康被害が生ずるおそれのある土地の基準について、新たに定めるところ。

第二 宅地建物取引業法施行令（昭和三十九年政令第三百八十三号）の一部を次のように改正すること。（第二条関係）

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第三十五条第一項第二号の規定に基づき、宅地又は建物の売買等の際の宅地建物取引業者による重要事項の説明に係る規定について所要の整備を行うこと。

第三 その他

- 一 この政令の施行期日について定めること。（附則第一項関係）
- 二 その他所要の規定を整備するものとする。